

町田市国民健康保険条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 5 年(2013年) 2 月 2 5 日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

町田市国民健康保険条例の一部を改正する条例

町田市国民健康保険条例（昭和 3 4 年 3 月町田市条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条第 2 項中「障害者自立支援法（」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（」に、「障害者自立支援法施行令」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令」に、「第 1 条第 3 号」を「第 1 条の 2 第 3 号」に改める。

第 3 8 条第 1 項中「第 2 章」の次に「(第 8 条を除く。)」を、「第 3 章」の次に「(第 1 4 条を除く。)」を加える。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 8 条第 2 項の改正規定は、平成 2 5 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例（前項ただし書に規定する改正規定を除く。）による改正後の町田市国民健康保険条例の規定は、平成 2 5 年 1 月 1 日から適用する。

改正後	改正前
(結核・精神医療給付金) 第 8 条 略 2 精神医療給付金は、被保険者が<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律</u>(平成 17 年法律第 123 号。以下「支援法」という。)第 58 条の規定による負担において医療(<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令</u>(平成 18 年政令第 10 号。以下「支援法施行令」という。)第 1 条の 2 第 3 号に規定する精神通院医療に限る。))に関する給付を受ける場合であって、支援法施行令第 35 条第 1 項第 3 号又は第 4 号に該当する者である場合に支給する。 3～6 略 (町田市行政手続条例の適用除外) 第 38 条 町田市行政手続条例(平成 8 年 12 月町田市条例第 30 号)第 3 条に定めるもののほか、この章の規定による処分その他公権力の行使に当たる行為については、同条例第 2 章(<u>第 8 条を除く。</u>)及び第 3 章(<u>第 14 条を除く。</u>)の規定は、適用しない。 2 略	(結核・精神医療給付金) 第 8 条 略 2 精神医療給付金は、被保険者が<u>障害者自立支援法</u>(平成 17 年法律第 123 号。以下「支援法」という。)第 58 条の規定による負担において医療(<u>障害者自立支援法施行令</u>(平成 18 年政令第 10 号。以下「支援法施行令」という。)第 1 条第 3 号に規定する精神通院医療に限る。))に関する給付を受ける場合であって、支援法施行令第 35 条第 1 項第 3 号又は第 4 号に該当する者である場合に支給する。 3～6 略 (町田市行政手続条例の適用除外) 第 38 条 町田市行政手続条例(平成 8 年 12 月町田市条例第 30 号)第 3 条に定めるもののほか、この章の規定による処分その他公権力の行使に当たる行為については、同条例第 2 章及び第 3 章の規定は、適用しない。 2 略